

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和2年12月11日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類

田方広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

田方広域都市計画 区域区分

御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

御殿場小山広域都市計画 区域区分

裾野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

裾野都市計画 区域区分

東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東駿河湾広域都市計画 区域区分

岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

岳南広域都市計画 区域区分

志太広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

志太広域都市計画 区域区分

磐田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

磐田都市計画 区域区分

湖西都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

湖西都市計画 区域区分

伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

総括図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

各区域内の市役所及び町役場 都市計画担当課

区域	区域内市町	都市計画担当課（住所）
田方広域	伊豆の国市	都市整備部都市計画課（伊豆の国市長岡340番地の1）
	函南町	建設経済部都市計画課（田方郡函南町平井717番地の13）
御殿場小山広域	御殿場市	都市建設部都市計画課（御殿場市萩原483番地）
	小山町	都市基盤部都市整備課（駿東郡小山町藤曲57番地の2）

東駿河湾広域	沼津市	都市計画部まちづくり政策課（沼津市御幸町 16 番 1 号）
	三島市	計画まちづくり部都市計画課（三島市北田町 4 番 47 号）
	長泉町	都市環境部門建設計画課（駿東郡長泉町中土狩 828 番地）
	清水町	都市計画課（駿東郡清水町堂庭 210 番地の 1）
裾野	裾野市	建設部まちづくり課（裾野市佐野 1059 番地）
岳南広域	富士市	都市整備部都市計画課（富士市永田町一丁目 100 番地）
	富士宮市	都市整備部都市計画課（富士宮市弓沢町 150 番地）
志太広域	焼津市	都市政策部都市計画課（焼津市本町五丁目 6 番 1 号）
	藤枝市	都市建設部都市政策課（藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号）
磐田	磐田市	建設部都市計画課（磐田市国府台 3 番地 1）
湖西	湖西市	都市整備部都市計画課（湖西市吉美 3268 番地）
伊豆	伊豆市	建設部都市計画課（伊豆市八幡 500 番地の 1）

4 縦覧期間

令和 2 年 12 月 11 日（金）から令和 2 年 12 月 25 日（金）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）